

# 償却資産をお持ちの人は 申告が必要です



問合せ先 税務課資産税グループ(☎84-5010)

## 償却資産とは？

会社や工場、商店等の経営や農業などを営んでいる法人や個人が、その事業のために用いる機械、器具、備品などを償却資産と言い、固定資産税の課税対象になります。そのため、償却資産をお持ちの人は、法律に基づき、毎年1月1日時点の所有状況をその償却資産の所在地の市町村長へ申告する必要があります。

資産の種類	主な償却資産の例
①構築物	外構工事(門、フェンス、アスファルト舗装)、広告塔、アンテナなど
②機械および装置	クレーン、各種生産機械、コンベアー、耕うん機、太陽光発電設備など
③船舶	ボートなど
④航空機	ヘリコプターなど
⑤車両および運搬具	台車、大型特殊自動車など
⑥工具・器具および備品	測量工具、事務机、ロッカー、パソコンなど

申告書提出期限

平成31年  
**1月31日**  
(木)

※市では、12月中旬頃、上記の償却資産をお持ちの人に申告書を送付します。また、新規に事業を始めた人や申告書が届かない人はご連絡ください。なお、所有する資産に変更がない場合も申告書の提出をお願いします。

※詳しくは、市ホームページ(償却資産のページ)でご確認ください。また、申告の要否や申告方法などで不明な点があれば税務課資産税グループへお問い合わせください。

## 固定資産税(償却資産)の現地調査にご協力ください

償却資産を所有し、法人税(所得税)の経費に計上する人で、固定資産税(償却資産)が未申告または正しく申告されていない人を対象に、訪問などの現地調査を行っています。納税者の適正な申告の確保と未申告者の解消を図り、公正な課税を行うためにご協力をお願いします。



### ▶▶ 建物取り壊し届は忘れずに！

毎年1月1日に建っている家屋に固定資産税が課税されます。家屋が建っているかどうかの現地調査は計画的に行っていますが、垣根や塀などで確認できないこともあります。

建物を取り壊した場合は、速やかに**「建物取り壊し届」**を税務課へ提出してください。

なお、登記済みの家屋は、法務局で建物の滅失登記を行ってください。その場合は、税務課への届け出は不要です。

### ▶▶ 家屋の所有者が変わった場合は届け出を！

固定資産税は、毎年1月1日時点の所有者に課税されます。

未登記の家屋について、相続、売買、贈与などで所有者に変更があった場合は、速やかに**「家屋補充課税台帳所有者変更届」**を税務課へ提出してください。

なお、登記済みの家屋は、法務局で建物の所有権移転登記を行ってください。その場合は、税務課への届け出は不要です。

